平成２３年（フ）第４２号
秋田県雄勝郡羽後町柏原12番地５
債務者　武石ノリ子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２４７号
函館市海岸町12番13―701号
債務者　横尾　孝志
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
北海道北斗市一本木35番地の１
債務者　丹内エミ子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
北海道二海郡八雲町東町229番地　コーポ駒寄１号棟６号室
債務者　竹ヶ原由架理
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号
函館市亀田町４番23号
債務者　長内　節夫
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
岐阜県大垣市長沢町２丁目24番地１　アルバーダ201号
債務者　萩田　好子
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
大阪府八尾市太田１丁目106　レオパレス八尾南101号、住民票上の住所岐阜県大垣市長沢町２丁目24番地１　アルバーダ201号
債務者　萩田　幹晴
１　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
和歌山県田辺市上秋津108番地
債務者　大久保敦史
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２３３５号
大阪府東大阪市客坊町９番８号
債務者　村上　　茂
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２０号
大阪府池田市神田２丁目19番６号
債務者　永岡　明宏
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７７９号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目６番10号　グリーンハイムＡ203号
債務者　髙田　昌文
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０９号
大阪市淀川区三津屋南２丁目４番２―304号
債務者　石川　佳生
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６２号
大阪府箕面市桜井２丁目７番13号
債務者　細見　良子
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０５号
大阪府守口市早苗町４番８号
債務者　花本　英男
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１３号
大阪市福島区吉野１丁目10番16―603号
債務者　米徳ちえみ
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１７号
大阪市平野区加美南３丁目５番19―310号
債務者　白井　優子
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６７号
大阪府豊中市西泉丘１丁目19番15号
債務者　石田　真希
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９４号
大阪府東大阪市上四条町13番20号
債務者　三村万寿美
１　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部